

第二十八回 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和三十三年二月十四日(金曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動

二月十三日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として松岡平市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君

理事 大沢 雄一君 小柳 牧衛君 加瀬 完君

委員 伊能 芳雄君 西郷吉之助君 館 哲二君 成田 一郎君 鈴木 壽君 岸 良一君 森 八三二君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君 警察庁刑事部長 中川 董治君 事務局側 常任委員 福永興一郎君 会専門員

説明員

文化財保護委員会事務局美 本間 順治君 術工芸課長

本日の会議に付した案件 ○銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣提出) ○遺失物法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) これより委員会を開きます。

まず、委員の異動を報告いたします。 昨十三日、森田豊壽君が辞任されまして、松岡平市君が補欠選任されました。

以上でございます。

○委員長(小林武治君) 次に、銃砲刀剣類等所持取締法案を議題といたします。

前回に引き続きもし質疑のある方は、御発言をお願いします。

○鈴木壽君 十七ページの(登録)に關連してござい、美術品として刀剣類の登録をすることが出来るわけなんですけれども、登録審査委員会等で鑑定をした結果、美術品として適格性がなく、このようになつたものは、これはどうにも所持できないと思ふのですが、その場合に、その不適格なものとしたものを持つことは、これは犯罪になると思ふのですが、取り上げるのですか、それともそのままほうっておくのですか、その点一つ。

○政府委員(中川董治君) そういったものにつきましては、一応三条違反という事になるわけですが、三条違反になりましてのものについて例外なく取り上げるということにするのもいかがかと考えますので、その違反にならないような態様に所持者がいたかどうか、具体的に申せば、刀剣類の形でないものに、鍛冶屋さんその他に売却するとか、鍛冶屋さんで別のものにしてもらうというののも一案でございます。そういうことが非常にめんどろだと言われる方々もあるかもしれませんが、そういう方は、警察署に持つて行つてもらへば犯罪でなくなる、こういうふう運用したいと思ふのです。

○鈴木壽君 それではあれは、形を変えるとかあるいは警察へ差し出してもらうというよりなこと、これは自発的な所有者の意思だけでやるのですか、それとも何かそういうふうな命令というはつきりした命令みたいなもの、命令という言葉は悪いかもしれませんが、指示をするのですか。

○政府委員(中川董治君) 理屈としては、そういうふうな自発的に警察に持つてくるか、鍛冶屋さんその他に行つて直してもらうか、そういうことをしないと犯罪になる、そういうことをしないと犯罪になる、そういうバックのもとに、その犯罪にならないように防犯的措置を関係者にしていただく、こういう仕組みでございます。

○鈴木壽君 警察に持つてくるのは、これははつきりしているのですが、他のものに形を変えて持つておる、あるいは何かの格好で隠している、そういうような確認の具体的な何か方法をとるのですか。

○政府委員(中川董治君) それは第何条に基き確認という措置を講じますと、あまりきこちなくなりますが、いろいろな防犯措置として、こういうふうなやつたら刀剣でなくなるというふうなことに実際の指導はあろうと思ふのですが、その点は、全部非合法にもぐらぬようにやるという前提のもとに、関係行政機関としては、なるべく防犯措置として親切に指導する、こういう実際の行為によつて、円滑に実施する方が便益かと思ひまして、そういうふうなことにいたしました。

○鈴木壽君 何といひますか、自発的な所有者のそれを尊重するというようなことは、建前は私はいいと思ふのです。ただし、こういう一つの防犯といひますか、暴力なんかの発生を防ぐというふうな意味の法案でございますから、何かやはり最終的に確認するようなことでとられないと、果して形を変えて持つておるものやら、またどこかへ隠して持つておるものやら、つかみがたいというふうなことがあり得るじゃないか、そういうことが、ひいては何かの機会にその刀剣を持ち出すというふうな点にもなりかねないと思ふので、そういう点です。

○政府委員(中川董治君) まことに、もつともでございますので、文部省ともよく打ち合わせまして、文部省で鑑定してもらつたときの状況を正確に確認するといふことを、実際問題としてよくするうちに、地方においても連絡を密にして、きちつと確認するといふことを事実上もやるようにいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 その点は一つよく注意してやつていただきたいと思ひますが、もう一つ関連をして、これは常識的に言へば、今をいう、いわゆる登録を

受けなければならぬというふうなもの所持は、これは必ずしも思ふんです。終戦後、まあ私はつきりした命令とかあるいは規則的なことはよく記憶しておりませんが、いずれも終戦後所持し得ないことになつておつたと思ひますけれども、当時も美術品としての価値あるようなものであれば、これは登録をして許される、こういうことになつておつたと思ひますから、今も出てくるものは、これはもぐらだと思ひなければならぬと思ひますが、その辺の御見解はどうですか。

○政府委員(中川董治君) お説の通りでございます。現在あれば犯罪になる、こういうことになると思ひます。ところが、これが運用としましては、犯罪々々だといつておつては解決しないのでありますから、潜在している危険物をなるべく顕在化して、合法的な線に持つていきたいと思ひます。その一つの方法としましては、二十三条の規定を活用いたすのでございますが、現在そういう刀剣は、今発見したという届出があるような場合におきましては、その届出を重視いたしまして、その発見に基いて合法的な線に持ち込んでいく、こういう努力をいたしまして、潜在する危険物は顕在化して危険をなくしていこう、こういう努力を続けたいと思ひます。

○鈴木壽君 先ほどの登録のことにつきまして、いわば美術品として不適格というふうになつた。しかしこれはいわば

先祖代々からのお家重大の、その人にとつては大事なものだといふよりな場合があると思ふんですが、そういうものは、これは所持を許されるものかどうかですね。

○政府委員(中川董治君) 現行規定におきましては、お示しのごときものは、全く道がなかつたのであります。それで今度提案いたし、法律案第四条後段におきまして「一般の風俗慣習上やむを得ない認められるもの」、こういうものである限りにおきましては許可をいたしまして持てるようにしよう、これが改正の一つの趣旨でございます。一般の風俗慣習と申しますと、一家の慣習では困るけれども、通常の社会常識に基いての一般の慣習、先祖から伝つてゐるものを持ちたいという一般の慣習はあろうと思ひますので、その慣習と認められる限りにおきましてはそれを許可して参らう、こういうことにいたしたいと思つて、第四条後段の規定を新たに設けるようにいたしました次第でございます。

○鈴木壽君 そりしますと、第四条の後段の「一般の風俗慣習上やむを得ない」と、こういうふうにありますことは、その前の文章にある「祭祀等の年中行事に用いる」もの、さらに今のお話の、先祖から伝つてゐる重要だと思はれる、美術的にその価値あるものでもないものを持ちたいというものは持てる、こういうことなんですね。

○政府委員(中川董治君) その通りでございます。

○加瀬完君 今の問題は、十四条の「美術品若しくは骨とう品」というのですけれども、骨董品の価値というものは、その者がいいと言へば、それで価値といふことになるのじゃないですか。客観的な価値といふことはかりで骨董品といふことにならないでしよう。その人が、その刀を持っていたいといふことになれば、美術品でないが、骨董品という意味を持って、持ちたいといふものは持てるという判定は当然下せるわけじゃないですか。そういうことでのがれさせるといふことは、合法だといふ裏づけをすることにありませんか。

○政府委員(中川董治君) 十四条の今の御指摘の運用は、全く文部行政でございます。文部省の御意見の通りに運用してゐるわけでございますが、それは骨董的価値があるかどうかの状況は、十四条二項以下に基きまして、登録審査委員の鑑定に基いてやる、こういうことに相ならうと思ひます。鑑定の標準といたしましては、文化財保護委員会の行政の一環として、骨董品として認められるという程度のものでございまして登録してやるというふうな運用するのであります。運用の細部の点については、文部省の方が非常に詳しいのですが、ただいま文部省の方がお見えになつておりませんので……。

○加瀬完君 ちょっと関連して。火なわ式銃砲あるいは刀剣は、屈出、登録すれば、特殊な場合を除くほかは全部保有することができ、こういう建前ではないのですか。

○政府委員(中川董治君) その通りでございます。登録すれば保有できるといふことでございます。

○加瀬完君 登録するとき、登録する品物を持って参りまして、許可されるものと許可されないものと、こういう

うよりな二つのケースが当然あるといふことではなくて、所持品を持つていつて登録すれば、ほとんど受け付けられる、特殊なものを除いてはほとんど受け付けられる、こういう建前じゃないですか。

○政府委員(中川董治君) 法律の建前といたしましては、許可とか不許可とかという建前でございます。文化財保護委員会が、登録をするか、登録をしないかという建前でございますが、登録するにつきましては、同条第三項によつて、登録審査委員の鑑定に基いて登録を文化財保護委員会がされま

す。文化財保護委員会という行政機関が登録するに当つては、十四条の趣旨に基いて登録する場面が多いと思ひますけれども、十四条の趣旨からは登録しないという場合があるかと思ひます。

○鈴木壽君 もうちょっとこまかいことでございますが、第四条の二項の「法人が前項に掲げる業務のため代表者又は代理人、使用人その他の従業者」とあります。これはどういふふうな解釈をすべきでしょうか。

○政府委員(中川董治君) これは実は法人関係に書いてある例文によつたのでございまして、代理人と認められる者、使用人と認められる者、代理人と使用人との概念まで入りにくいけれども、その法人の従業者、こういう意味に解するのですが、そういう意味にあらざる従業者といふのはどんなことかといふと、きわめてレア・ケースであつて、多くの場合には法人に用いて

る例文によつたのでございまして。

○鈴木壽君 そこで、この法の趣旨

は、やはりだれでも持てない、刀剣銃砲等をだれでも持てなくすることなんだと思ひます。その場合に、使用人ならざる法人の従業者、これは臨時とか何とか、そういうことも入るので、そうしますと、非常にそこら辺がぼやけてくるものが出てくるのじゃないかと思ひますが……。

○政府委員(中川董治君) こういう関係は、危害予防の規定ですから、法人を厳密に解釈しますと、そういう場合も出てくる。法人がそうしようとする場合においても、具体的に持つ人が許可を受けなければならぬ、こういうふうな二項に書いておられます。法人が持つ、こういうことになりまして、法人の性格に基いてやることになりまして、そういうふうな場合には、具体的に所持しようとする者が、そういう自然人が許可を受けなければならぬ、こういう規定したのであります。

○鈴木壽君 ですから、その場合の「その他の従業者」といふことは、非常に幅の広い解釈になつて、かりに臨時的なものであっても、とにかくその人が屈出をすればよい、許可を受ければよいというふうなことになると思ひます。それから、そこら辺も少しはつきりする必要があるので、どうかといふふうには私は考へるのですが、どうでしょう。

○政府委員(中川董治君) ほかの民事関係の法律と違ひまして、危害予防の規定でございますので、法人が持つとする場合でも、法人といふことではなしに、そういう場合におきましては、そういう具体的に所持しようとする自然人に許可する、こういうことによつて問題はむしろ明確にいたしました

い、こういう趣旨で規定したのであります。民事関係とは異なる事実関係を

用いたのであります。

○森八三一君 十四条の前段の方には骨董品という字句があり、刀剣の後段の方には骨董品という表現がないのですが、これはどういふ関係が……。

○説明員(本間順治君) 十四条のお尋ねのようでありまして、これは、銃砲の方には骨董とあつて、刀剣の方には骨董となつていないのはどういふお尋ねでございますか。

○森八三一君 そりです。

○説明員(本間順治君) これは、刀剣の方は数がたくさんあるものでありますので、骨董品といふところまで線を引きますと、大いなのは骨董品だといふふうなことになる。銃砲の、火なわ式銃砲といふものは数の少いものでありますので、これは大い許可してもよろしいのではないかと、持たしてもよろしいのじゃないか、そういう見地から、美術品とだけにしほりませんで、骨董品のあるものといふふう

にいたしておるのであります。

○森八三一君 私はこのことを、非常にしつらうとわかりませんが、刀剣類には骨董品の価値のあるものはない、こういうことになりまして、どうも常識論としては、刀剣類といふ骨董品価値があるといつて愛玩というか、所持しておる人が世の中にはないのではないかと私は思ひますが、いかがでしょう。

○説明員(本間順治君) もちろん、刀剣に骨董的価値のあるものもござい

ますが、この美術刀剣を審査いたしま

す鑑定基準というものが、この法で

相当幅広く見ておきますので、いやしくも鑑賞といましても、目の高い人、低い人、いろいろありますが、いやしくも刀好きの人が鑑賞の対象にする、そういう程度のもはみな審査規定の上でとれるようにいたしておるでありますので、そのどれにも該当しないというようものは、これは骨董品として特に見る必要はないのではなにか。また、なお骨董品としても、今度「許可」の方の第四条の方で、幅広くいろいろと、こういう場合は許可するといふふうに認めておきますので、両方あわせて考えますと、大ていの皆が家宝として持つておる刀は、全部いすれかに入るのでないかというふうに見ておるわけでありませう。

○森八三三君　そこで、今、四条の方は、一般の風俗慣習ということで、局長のお話のように、先祖から伝わってきたような家宝のようなもの、ところがその家宝ではない、しかし、その所持者としては、骨董的なものとして愛玩しておるといふのは四条には入らない。十四条では骨董的な価値を認められ、個人としては認めておつても、委員会としては審査の対象にはならぬという結果になるように思ふのですが、火なわ銃には骨董的価値を認め、刀剣類には骨董的価値を認めない。四条で救済するといつても、それは骨董的価値のあるものとして、主観的にその個人が考えた場合を、風俗慣習上という範疇に入れて解釈してよろしいのですか。こういうことには、今までの質疑応答ではならないように思ふますが、取締り当局の方では、そういう場合も風俗慣習の範疇に入れて了解する、こういうことになりませうか。

○政府委員(中川董治君)　御質問が取り締まりの關係のようでありませうから、私からお答え申し上げます。お説のようなことの筋になると私は思ふのであります。ところが、美術的価値といふのは、もちろん、文化財保護委員会の方が御説明になりましたように、美術的価値といふ言葉は相当広い概念として理解できる。それで火なわ銃砲のみについて骨董をつけて、刀剣に骨董をつけていないのは、火なわ銃砲といふ性格にかんがみ、骨董といふニュアンスが非常に強い場合がある。刀剣につきましてもは美術的価値で相当広く認めるといふことで、骨董的価値は特に書かなくても問題は解決ができる、こういうふうにより規定いたしましたのであります。

それから、御質問の最終点は、「一般の風俗慣習上」といふ言葉の意味に相なるわけですが、「一般の風俗慣習」とは、特定の風俗慣習でなしに、一般にまあそういうことを持つといふことが、社会慣習上許される、こういうものが、広く読むべきだと考えますので、先ほど文部省の説明員の方も御説明になりましたように、四条後段と十四条と、両者併用することによりまして、不合理な運用にはならないとわれわれ思つておるのであります。

○森八三一君　そうしますと、要約して、十四条では骨董的価値を認めないといふことで登録することを否認されたが、しかし、その所持者は、骨董的価値を愛玩しておるといふことで、一般の風俗慣習上、骨董品を愛玩するということが、日本人の習慣ですか

ら、そういうものは四条で救済をする、こういう取扱いをするを理解してよろしいといふこととございませうか。

○政府委員(中川董治君)　その通りでございます。

○森八三一君　それから、二十三条の「刀剣類を発見し」といふのでありますが、これは現行法で全部届出済になつてはまずです。先刻、鈴木委員の御質問で、もうないはずだと、それを発見するものを今度救済すると、その発見した経路といふものは明確にされなければならぬと思ふのですが、そういたしますと、旧法、改正前の法律に触れるといふ結果が生ずると、私は思ふのですが、その発見といふことについて、どの程度に取り扱われるのか。発見の経路といふものを必ずと究明していけば、今まで届出を怠つておつたといふことに私は必然になると思ふのです。そうするとやはり救済しようとしても、そういうような不法所持をしておつたようなものは救済はできない、事実上できないといふ結果になる。だから二十三条の発見といふことをどの程度に運用されるのか、伺いたす。

○政府委員(中川董治君)　運用の根本方針をいたしましては、第一条の危害予防上の趣旨からいいますので、発見して持つてきたものについて、だんだんやかましく経路を追及するといふことは、まあそむかやみにやらない方が、この法律全体の趣旨に沿つて思つて運用したいと思つておられます。

○森八三一君　そうしますと、新法の改正法の二十三条で新しく届出をするものについては、その届出に至つた経路といふものは、一条の趣旨を達するために、究明をしないといふよう

に理解をしていいかどうか。

○政府委員(中川董治君)　一条の趣旨を前提にする次第であります。

○西郷吉之助君　ちよつと今の森さんにも聞いておきたいのですが、念のために私に、先ほど御質問がありましたように、不法所持している刀剣や銃砲はな

い建前ですけれども、どうもきよりの連合審査会でも、そういう趣旨がありました。また、私どもは、暴力団なんかを持つておる人は、これは別ですけれども、善意の人で、届出をしない、地方なんかには、届出をしないかと思ふ、たとえば骨董屋なんかであつた物を買おうと思つても、届けてなければ、それを買えば、やはり自分が不法所持になるので、非常にちやうちよる場合もあると思ふ。だから、こういう新旧入れかえの際に、やはり今の御質問がありましたが、善意でまだ届出を怠つておる人は、こういう機会に、なおかつ届出させるような指導、宣伝をなさつた方がいと思ふのですが、そういう点はどうか考へるのですか。

○政府委員(中川董治君)　西郷委員の御意見の通りに実施したいと思つておられます。

○加瀬完君　この取締法案に直接の問題ではありませんが、この一つの目的が、暴力団等の防止といふことも大きな一つの目的として含んでおるわけでございますので、その点について伺いたいんですが、このごろ、一部の人も、改正法が、警察行政を見ておりますと、警察署中心主義といひますか、

一つの個所に人員を集中して機動力を増すと、こういう形をとつておるよ

うに思われる。これが犯罪防止の上

一つのプラスになつておるかどうかとい

うと、地方へ参りますと、たとえば警

部の派出所、あるいは警部補の派出

所、巡査部長の派出所あるいは駐在

所、こういうもの人員が、中心に集

中されて減つてきて、かえつて僻地といひますか、僻地の警備といふものは手薄になつておるよ

うにわれわれは感じられる。パトロールなんか来ま

しても、大きな音を立ててパトロール

が来るときだけ逃げてしまつて、いな

くなればまた寄つてくる、こういうた

ような傾向が強いんじゃないか。それ

で地方の人々は、もつと駐在なり、あ

るいはそれぞれの派出所に、こういう

もの人員の強化といふものを熟望して

いるよ

うように考へられるんですが、長

官もいらつしやつておられますが、大

きな立場で、防犯といふことで、今の

ような方式だけで一体いけるかどうか、

都市なんかそれでもいいかもしれませ

ん。百十番ですぐ連絡がつくかもしれ

ない。百十番で連絡のつかないような僻地はどうする。駐在へ行つたつて駐在はおらぬ、今

してきわめて重要な使命を持つておりますことは申すまでもないことでありまして、それぞれの府県によつて実情は若干の差はありましようが、それぞれ各府県の実情に即して、必要な個所に派出所ないしは駐在所を置くということになつてゐるわけでございます。

最近人口の移動その他によりまして、新しく駐在所ないしは派出所を設けなければならぬというふうな必要の個所もあるにもかかわらず、現在の警察官の定員の関係上、それが配置されてないというふうなところが、あるいは全体的に見ますと、若干あるかと思つてございまして、今日、警察で負担する仕事各方面にわたつてふえて参つております。人員の増加ということも、地方財政の関係等もありまして、簡単にできない状況にございまして、実は三十三年度の予算におきましては、私も、警察力の近代化、機械化と申しますが、そういう意味におきまして、先ほどのお話に出ましたパトロール・カーを飛躍的に増強することによつて、防犯的な活動を十分にやつていくと、こういうことに力をいたしておる次第でございます。決してあるところ警察力を集中して、末端第一線の必要な個所の警察力配置を削減する、こういうことではないのでございまして、むしろ、第一線の方をもつと増強しなければならぬ点が、先ほど申します通り、人口その他の関係等によりまして新たに加わつておると思つてございまして、人員の増強等がでない関係上、そういう点にまだ十分手が届いていない点は、あるいは若干あろうかと思つて、そういう点

は、今後機会あるごとに、実情に即するよう改善をして参りたい、かように考へております。

○加瀬完君 そのすると警察庁の方針としては、その駐在所とか派出所とか、こういう点を重点的に考へておると、こういうふうになつて参つたんですが、そのですか。各地方によりまして、県警本部の方針で、警察署中心で、警部派出所であつたものを格下げして警部派出所にしたり、警部派出所であつたものを巡査部長の派出所にしたり、十人の人員がおつたものを四名に減らすといったような、極端な減らし方をして、それを警察署に集中させて、そのバランスをとるためでしょうか、白バイを二、三台ふやす、こういうふうなことは、県警自体の方針であつて、警察庁ではそういう方針ではないということですか。検査庁あたりの意見を聞く、地方によつていろいろの出入先を減らすということには非常に困る。犯罪をかえつて激化させると、何とかして末端の警察機構というものにもつと重点を置いてもらいたいという陳情といいますか、意見というのをわれわれは受けるのです。警察の現在の地方によつての方針と、検査庁の同防犯的な活動をしている方々の考へ方の食い違ひがある。これを警察庁自身はどう考へておられるか。少くとも私も見ておつて、パトロールとか白バイにしても、あるいはジープにしても、そういう機動力というのは限度があると思つて、時間においても場所においても、そういうものの行けなところだつて犯罪は起るわけで、どうもそこに警察官がおつて、駐在所なりあるいは派出所なりというものがあつて、それがやはり保護してくれるというところが非常な安心感を住民は持つのです。こういう点、警察庁としてもつと全体的に、この問題というものを検討してもらわなければならぬのじゃないかと思つて、まあお答えはけつこうですが、そういう希望が住民に非常にありますので、どうぞその点一つお考えいただきたいと思つて、

○政府委員(石井榮三君) 全くお説の通りでございまして、各府県の実情はそれぞれ若干ずつ違ひますので、お話をよりに、第一線の充実の必要を痛感している本部長は、県警本部の陣容を極力簡素化して、人員を第一線に配置するといふふうにしてゐる限もあるくらいでございまして、第一線の充実がまず優先的に考へられなければならぬということ、各府県ともひとつと考へておることと思つてございまして。

ただ、定員その他の関係で、そういうことが急にできないという、あるいは臨時に警察力を一定のところに集中しなければならぬ、ある署を特に厚くしなければならぬといったような関係で、臨時的に最末端のところは一時手薄になるといふようなことがままあるうかと思つてございまして、私ども考へ方といつたしましては、どこまでも、ただいまお話しした通り、第一線を充実しなければならぬ、これが何と申しまして、毎日最も問題の発生のあるところであり、そこに十分警察力が浸透しておらなければならぬことは当然であるのでございまして。固定配置と移動警力の調整をはかつて、間隙なく警察力が末端まで浸透しておつて、十分防犯、あるいは刑事事犯に対しての措置が迅速にできるような措置を整えることが必要であることは申すまでもないところでございまして、御意見の点は十分に考へてございまして、善処したいと思つておられます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

○委員(小林武治君) 御異議ないとお認めます。

利を付与し、当該船車建築物等の占有者が拾得物に關する権利を取得するの  
は、現実の拾得者が拾得物に關する権利を放棄した場合と、その者が二十四  
時間内に管守者に物件を交付すること  
を怠った場合に限りとするものであ  
ります。なお、この場合、現実の拾得者  
は当該船車建築物等の管守者に物件を  
交付し、この交付を受けた管守者はそ  
の占有者に差し出すべきことは、現行  
法と同様であります。

第十條ノ二の改正規定は、右の船車  
建築物等の占有者のうち、拾得物を保  
管するに適すると認められる特定法人  
は、わざわざその物件を警察署長に差  
し出すことをしないこととし、届け出  
ることのみによつて、みずからこれを  
保管し、これに伴う必要な処理を行  
うべきこととしたのであります。す  
なわち、かくすることが、むだを省き  
物件の損傷を少くするゆえんと考へる  
のであります。右の法人の指定に  
當つては、当該船車建築物等における  
拾得物の保管設備の状況等を十分勘案  
して、実状に即して逐次実施すること  
が、この改正規定の趣旨に沿うもので  
あると存じます。

第十一條中改正規定は、犯罪者の置  
き去つたものと認める物件について  
は、現行法のもとでは、当該犯罪の公  
訴権消滅後さらに一年の期間を経過し  
なければ、拾得者に権利が移らないの  
のであります。これは適當でありませ  
んで、公告後六カ月を経過した後で  
あれば、当該犯罪の公訴権消滅の日に  
拾得者に所有権が移るよう規定を改め  
たのであります。

第十三條中改正規定は、右の第十條

ノ二の規定を設けたことに伴う改正で  
あります。

第十四條中改正規定において「六箇  
月」を「二箇月」に改める趣旨は、所  
有権を取得した者が所有権取得後一カ  
月以内に於て七二強強、二カ月内には  
九〇弱弱引き取つている実情でありま  
すので、この実情に即して処理を迅速  
に行い、物件の活用をはかるようとする  
ものであります。

第十五條の改正規定は、麻薬等のよ  
うな法令の規定により私に所有所持す  
ることを禁じた物件については、その  
所有権が國に歸屬する旨の規定を設け  
るとともに、第十條ノ二の規定を設け  
たことに伴い改正したものであり、第  
十六條の改正規定は、細目については  
政令その他の命令にゆだねようとする  
ものであります。

法律案第二條においては、水難救護  
法の一部を改正しようとするものであ  
りますが、同法に定める漂流物または  
沈没品については、制定當時から遺失  
物とおおむね同様に規定されていま  
す。遺失物に關して期間を短縮する  
と趣旨により、同法第二十七條及び  
第三十條所定の期間を短縮しようとし  
るものであります。ただし、沈没品の  
うちには、期間を短縮することが不適  
当なものがありますので、沈没品中政  
令をもつて定めるものについては、現  
行法通り一カ年とするものでありま  
す。

第三條において民法の一部を改正し  
ようとするのでありますが、國務大臣  
から説明いたしました趣旨に基き、同  
法第二百四十條所定の「一年」を「六  
月」に改めようとするものでありま  
す。

なお、付則において施行期日の規定  
並びに右改正に伴い必要な経過規定及  
び関係法律の一部改正規定を設けてお  
ります。

○委員長(小林武治君) これより、本  
案について質疑に入ります。質疑のお  
ありの方は順次御発言を願います。

○森八三三君 昨日も連合審査で問題  
になったのですが、第二條の改正で、  
売却することができなかつた場合、そ  
れから売却することは、警察署長が処分  
するよう規定ですが、この売却する  
ことができないかつたという場合でも、  
警察署長の主観によつて売却すること  
ができないと認定したもので、遺失  
者にとつては非常に重要な価値を感じ  
るものがないわけではないと思いま  
す。ただ、ここに今御説明のありまし  
たように、きのうも連合審査で説明が  
あつたように、野菜等を遺失して、腐  
敗しているとか、腐敗する危険がある  
とかいふものについては、よく了解で  
きますが、そうでない性格のものがない  
わけではない。そういうものを、警  
察署長の主観によつて一方的に処分を  
するということは、時にあやまちを犯  
さしめるという危険を生ずる場合があ  
るのではないか。もちろん、趣旨を十  
分徹底せしめられまして、そういうよ  
うな遺憾のないように指導をされるこ  
とは期待いたしておりますが、当然  
そうあると思ひますが、多数の中に  
は、そういうような間違つた措置に出  
る場合がないとは言えない。そういう  
危険を、きわめて少ない日にちでしよ  
うけれども、感じますので、ここに何ら  
かの制限を加えておくことが必要のよ  
うに思ひますが、そういう点につい

てはどうお考えになつておりますか。  
○政府委員(中川重治君) 御意見ま  
とにごもつともですが、きのう説明い  
たしましたように、物件そのものの自  
体は、問題がないというものに限りた  
と思つておりますので、それからい  
出ることがないように、実施に当りま  
しては嚴重なる措置を講ずること  
に、きのう説明したバナナの場合と  
か、腐つた魚の場合等を中心とするの  
だということを明確にして、警察署長  
が間違わないように、執行に当りま  
しては十分注意したい。注意するはかり  
でなく、その趣旨を徹底する方途を、  
いろいろな訓令その他において講じたい  
と思ひます。

○森八三三君 そうしますと、第二條  
ノ二の運用につきましては、警察署長  
官から各警察署長に、運用上の訓令そ  
の他を發せられる場合に、ここにいう  
「売却スルコト能ハズ」と認定する範  
圍は、この提案理由の詳細説明にも  
ありますように、野菜、くだもの等、  
腐敗しておるものとか、腐敗をするこ  
とが通念上當然のものというように限  
定をするのであつて、きのうも質問が  
ありましたように、多くの人は何ら価  
値なきものと認めるような、かわらの  
かけらのようなものであつても、腐敗  
性がないというものについては、この  
処分の対象にはしないという措置がさ  
れる、こういうふうにご了解してよろ  
しゅうございませうか。

○政府委員(中川重治君) その通りで  
ございませう。

○森八三三君 それからもう一つ、管  
守者のある自動車とか電車、營造物にお  
いて取得した、拾つたという場合は、

従来は、その権利というものが鉄道な  
り、デパートなりにある。今度は、拾  
た人に与えよう。これは意味はよく  
わかりますが、こういうふうにするこ  
とによつて逆作用の起る危険があり  
はせぬか。というのは、汽車の中なん  
か、食堂とか何かに行つておる留守  
に、その物の所持者ははつきりしてお  
るのです、実態は、けれども、そのと  
きに、たまたま不在であるということ  
で、拾つたという形を作つて届け出  
る。その場合、当然遺失者は発見され  
ますから、戻る。戻るが、拾つたとい  
うことによつて何らかの報酬を得ると  
いうような、逆作用が起る危険があ  
るような思ひますが、これは、も  
ちろんそういうことを作爲的にやる  
のですから、けつこうなことではあり  
ませんけれども、取得者に対して権利  
を与へることによつて、そういう逆結  
果を誘発するといふ危険があるように  
思ひますが、そういう場合はどういふよ  
うに対処されますか。

○政府委員(中川重治君) そういう逆  
の効果が起きないように、そういう拾  
得という概念、遺失物という概念を、  
正確に關係者に徹底して、逆作用の起  
らないようにいたしたいと思ひます。  
ところが、また御提案と別の意味に  
おいて、現在は何にも権利を与えてい  
ないから失敬するといふ場合もあろう  
と思ひますが、その点は今度よくな  
る。こういうことで、プラス・マイナ  
スを考へてみますと、プラスの点が非  
常に多い。マイナスの点は、あるいは  
御指摘のようなことがあるように思  
ひますが、そういうことのないよう  
に、よく遺失物という概念を明確にし  
て、使所に入つてゐる間のものはその



点については別に異議も論議もなしに行つてしまつたのか。

○政府委員(中川重治君) これは、こまかい論議ということではなしに、従来、形式といたしましては、御指摘のような方法で、遺失物法改正の付則で民法を改正するという形は、私は不適当だと思つたのです。ところが、この法律の形式は、遺失物にかかわり合はする法律を遺失物の観点から改正する。第一条で遺失物法を改正する、第二条で水難救護法を改正する、第三条で民法を改正する、それから付則で覚せい剤取締法を改正するのは、全く機械的な改正である、こういうことであります。この形式は相当多く用いられておりますので、その意味において論議はなかつたのでございます。

○委員長(小林武治君) それでは、本案に対する質疑は、さらに次回に続行することといたします。本日は、これにて散会いたします。次回は十八日、火曜日午前十時より開会いたします。

午後一時四十八分散会

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五九〇号)(第六六六号)
- 一、町村の議事に事務局設置の請願(第五九五号)(第五九六号)(第六〇七号)(第六二七号)(第六四三号)(第六四四号)(第六六四号)(第六六五号)
- 一、市制施行人口要件改正に関する請願(第六〇三号)
- 一、地方制度改革早期実現に関する

請願(第六二六号)

一、町村財政確立に関する請願(第六二八号)

一、新町村建設推進に関する請願(第六三三三号)

第五九〇号 昭和三十三年一月三十日受理

たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願

請願者 福島県安達郡二本松町 二本松たばこ販売協同組 理事 大内幸蔵 外十七名

紹介議員 田畑 金光君

たばこ小売業は、物品販売業として高率の事業税を課せられていたが、(一)たばこ小売業は専売公社のたばこ販売業務員として一定のわく内におかれていて、(二)税収増加のため営業経費の増大を顧慮することなく努力をしていて、(三)たばこ消費税の創設によつて無手数料で徴税の役を勤め、その上、三十一年の税率の引上げにより前納する額がさらに増加したこと等一般の販売業と異なる実情を察の上、たばこ販売業に対する事業税を軽減または非課税とせられたいとの請願。

第六六六号 昭和三十三年二月六日受理

たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願

請願者 福井市錦中町四九 小杉得平外一名

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第五九五号 昭和三十三年一月三十一日受理

町村の議事に事務局設置の請願

請願者 福井県坂井郡金津町 会議員 児島馨外二十五名

紹介議員 酒井 利雄君

議事事務局は、地方公共団体の意志機関である議会が、長と対等の地位においてその相互協調により、本来の機能を發揮するための補助機関として絶対に欠くことのできないものであり、これに基礎的の地方公共団体である町村は、合併により規模、能力ともに拡大増強し、新町村建設等にますます活発な議会活動が要請される今日議会事務局を町村議会にだけ設けないとする現行地方自治法の規定はその立法精神からみてはなほだ不合理であるから、「町村の議事に条例の定めるところにより事務局を置くことができる」よう地方自治法の一部を改正せられたいとの請願。

第五九六号 昭和三十三年一月三十一日受理

町村の議事に事務局設置の請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町 日野滋賀町村議会 長 内 橋田喜一郎外千三十名

紹介議員 西川 甚五郎君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六〇七号 昭和三十三年二月一日受理

町村の議事に事務局設置の請願

請願者 千葉県東葛飾郡我孫子

町議会議長 渡辺重外 二十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六二七号 昭和三十三年二月三日受理

町村の議事に事務局設置の請願(三十一通)

請願者 熊本県玉名郡横島村 会議員 平島 一外五百六十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六四三三号 昭和三十三年二月四日受理

町村の議事に事務局設置の請願(六通)

請願者 青森県三戸郡南郷村 会議員 中村兵治外十四名

紹介議員 苦米地義三君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

請願者 宮崎県東臼杵郡北川村 議会議長 太田豊喜外二十七名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六六五号 昭和三十三年二月六日受理

町村の議事に事務局設置の請願

請願者 山形県最上郡金山町 役場内 早坂半兵衛外二十名

紹介議員 松澤 靖介君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第六〇三三号 昭和三十三年二月一日受理

市制施行人口要件改正に関する請願

請願者 福島県安達郡二本松町 長 山田健二郎外一名

紹介議員 石原幹市郎君

昭和二十九年法律第九十三号により、従来市となり得る人口要件が、三万から五方に改正されたため、改正当時人口三万以上のもの、又は昭和三十年年度国勢調査時に人口三万以上のものも市となることができないでいるが、現在全国五百市のうち、人口五万以下の市は二百五十二市にも及ぶ実情であるから、現に三万以上の人口をよりする北海道豊平町外六十一町に対しても市となる機会を与えるよう、同法律第九十三号附則第二項第一号を、昭和三十三年九月三十日までに申請した普通地方公共団体については人口要件を三万以上と改正せられたいとの請願。

第六二六号 昭和三十三年二月三日 受理

地方制度改革早期実現に関する請願  
請願者 東京都港区芝西久保巴  
町全国町村会内 山本  
力蔵

紹介議員 森中 守義君

地方制度の抜本的改革に關しては、第一次地方制度調査會設置以來慎重にこれが検討を重ねてきたが、第四次地方制度調査會は、先頃遂に現行府県制度の改革を中核とした地方制度の根本的の改革を決定し政府に答申するに至つた。政府、国会においては多年にわたる地方制度調査會の研究の成果である答申の趣旨を尊重し、かつ本會のさきに提出した意見をとも勘案し、すみやかに市町村優先の原則に基く地方制度の抜本的改革を断行して町村自治の伸展発達と地方住民の福祉増進とを圖られたいとの請願。

第六二八号 昭和三十三年二月三日 受理

町村財政確立に關する請願  
請願者 東京都港区芝西久保巴  
町全国町村会内 山本  
力蔵

紹介議員 森中 守義君

町村財政の確立を圖るため、来年度予算において、(一)公債費処理対策として特別立法等の措置を講ずべきであるが、財源措置等について著しく困難な場合はさしあたり義務教育施設費等について利子の全額補助等を考慮すると共に、これらを中心として償還期限十箇年程度の延伸をはかり当面公債費負担の軽減を圖ること、(二)地方交付税率は前国会以来の経過にかんがみ、

他の財源措置に先行して少くとも一、五パーセントの引上げを実施すること、(三)住民税の第二、第三課税方式にかか

る準率法定に伴う減収補てん及び義務教育施設等必要な行政水準の確保向上のため、人口割配分によるたばこ消費税の増額を考慮すること、(四)国有提

供施設等所在市町村助成交付金を少くとも十億円程度に増額すること、(五)公営企業金庫の機能拡充のため、政府出資金を十億円程度に増額すること等の解決を圖られたいとの請願。

第六三三号 昭和三十三年二月三日 受理

新町村建設推進に關する請願  
請願者 東京都港区芝西久保巴  
町全国町村会内 山本  
力蔵

紹介議員 森中 守義君

合併後の新町村の建設を推進せしめるため、昭和三十三年度予算編成にあたり、(一)町村行政水準を設定し、運営に必要な行政、財政上の措置を講ずること、(二)新町村建設計画事業が昭和三十四年度末までに遂行しうるよう計画事業費の三十パーセントを下りない困庫補助金を交付すること、(三)計画事業費の四十パーセントに相当する地方債の許容総額を定め、各府庁は計画に従つて配分すること、(四)新市町村の施設整備費補助等の建設促進費を最低三十八億円とする、(五)小中学校統合促進に要する三十三年度補助予算を最低四十三億円計上すること、(六)新市町村の地域に適合する郵便管轄区域の変更、電信電話局の統合、普通加入区域の拡張等を促進し、無電灯部落の解消を圖ること、(七)新市町村の

財政的基礎を強固にするため、国有林野私下げ価格の低廉化及び低下げ促進、公有林野の維持管理経費の長期、低利融資のみちを講ずること(八)新農山漁村総合対策事業は、新町村建設計画事業と総合一体的に実施しうるよう機構上の調整措置を講ずると共に補助予算を最低七十億円計上し実施対象地域の増加の措置を講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

第三条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項の規定」に改め、同項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第四条の見出しを「(復興実施計画の作成及び変更)」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 復興実施計画が作成された後、特別の必要が生じた場合においては、前二項の規定の例により、復興実施計画を変更することができる。

第六条に次の一項を加える。

6 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

附則第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第六条第六項の規定は、同日以降において実施される災害復旧事業について適用する。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第三条第一項及び第二項の規定の例により、改正前の同条の規定に基づきすでに決定されている復興計画を変更しなければならない。